

答申第 1168 号

諮問第 1828 号

件名：公職選挙法違反を検挙した件数等が記載された文書の不開示（不存在）

決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 7 年 1 月 9 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 22 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 1 月 9 日に愛知県警察本部情報公開窓口において、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けることとした。

開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

令和 6 年 10 月に執行された衆議院選挙において、稲沢署が公職選挙法違反を①けんきよした件数 ②警告した件数がそれぞれ記載された文書

（請求日現在稲沢署で保管のもの）

と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書は、令和 6 年 10 月の衆議院議員総選挙において、

愛知県稻沢警察署（以下「稻沢警察署」という。）が公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）違反により検挙した件数及び警告を行った件数が記載された文書となる。当該文書について調査した結果、稻沢警察署では令和 6 年 10 月の衆議院議員総選挙に関する選挙違反取締りにおいて、そのような文書を作成又は取得していないことが認められた。

（ウ）行政文書不開示決定

上記（イ）のとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、令和 7 年 1 月 22 日付けで本件処分を行った。

イ 衆議院議員総選挙違反取締りと件数の報告について

当該選挙違反取締りは、令和 6 年 10 月 9 日付け通達（刑二発甲第 189-1 号）により示達され、警察署等の各所属で実施されたものであり、当該通達においては主として十分な体制の確保、組織的な捜査等の方針が示されている。

また、報告事項については捜査第二課長から各警察署長に対し、取締本部の体制、選挙違反容疑情報及び警告結果の報告を求めており、各所属の検挙及び警告の件数について報告を求める旨は規定されていない。

さらに、稻沢警察署において本件請求対象文書を検索した結果、合致する行政文書は存在しなかったことから、これらの文書を作成又は取得していないものと結論づけた。

（2）審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、選挙違反対策本部を設置したのに、取りまとめをした件数が不存在なのはあり得ない、取りまとめた件数表又は内容が作成されているはずなので開示を求める旨主張している。

しかしながら、上記（1）ア（イ）で述べたとおり本件請求対象文書は作成又は取得していないことから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

（3）結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

（1）本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、令和 6 年 10 月の衆議院議員総選挙において、稻沢警察署が公職選挙法違反により検挙した件数及び警告を行った件数が記載された文書である。

（2）本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、令和 6 年 10 月の衆議院議員総選挙の選挙違反取締りは、

令和6年10月9日付け通達により示達されており、当該通達において、捜査第二課長から各警察署長に対し、取締本部の体制、選挙違反容疑情報及び警告結果の報告を求めていたが、各所属の検挙及び警告の件数について報告を求める旨は規定されていないとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、各所属の検挙及び警告の件数について報告を求める旨の規定がないことから、稻沢警察署では検挙及び警告した件数をとりまとめた文書は作成していないとのことである。そして、令和6年10月の衆議院議員総選挙において、稻沢警察署から公職選挙法違反による検挙及び警告に関する報告はしていないとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和6年10月に執行された衆議院選挙において、稻沢署が公職選挙法違反を
①けんきよした件数 ②警告した件数がそれぞれ記載された文書

(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年　月　日	内　容
7. 3. 12	諮詢（弁明書の写しを添付）
7. 10. 24 (第 715 回審査会)	処分庁職員より不開示理由等を聴取
同　　日	審議
7. 11. 28 (第 717 回審査会)	審議
7. 12. 23	答申